

申請手数料のお知らせ

観音寺市では、平成 30 年 4 月から「新規指定申請」及び「指定更新申請」の際に、手数料を徴収しています。

●手数料の額

サービスの種類	申請の種類	金額	
地域密着型サービス事業者	指定申請	1 件につき	20,000 円
	更新申請	1 件につき	10,000 円
地域密着型介護予防サービス事業者	指定申請	1 件につき	20,000 円
	更新申請	1 件につき	10,000 円
居宅介護支援事業者	指定申請	1 件につき	20,000 円
	更新申請	1 件につき	10,000 円
介護予防支援事業者	指定申請	1 件につき	10,000 円
	更新申請	1 件につき	10,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者	指定申請	1 件につき	10,000 円
	更新申請	1 件につき	10,000 円

備考

1 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を同一の事業所において一体的に運営するため、地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合の手数料の額は、20,000 円、指定の更新の申請を同時に行う場合の手数料は 10,000 円とする。

2 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業を同一の事業所において一体的に運営するため、同一の事業者が、指定居宅介護支援事業者の指定及び指定介護予防支援事業者の指定の申請を同時に行う場合の手数料の額は 20,000 円、指定の更新の申請を同時に行う場合の手数料の額は、10,000 円とする。

3 地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を同一の事業所において一体的に運営するため、同一の事業者が、指定地域密着型サービス事業者の指定及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定の申請を同時に行う場合の手数料の額は、20,000 円、指定の更新の申請を同時に行う場合の手数料の額は、10,000 円とする。

●納付方法

観音寺市が発行する納付書により納付してください。